

第8回 部活動の在り方検討会

日 時：平成30年10月18日（木） 14：00～16：30

場 所：島根県民会館 3階 305号室

会長挨拶

10月になりまして、今日は非常に天候が良いですけれども、今年は異常気象で色々大変でございました。

ご存じのとおり、島根県では神在月ということですが、この神在月自体は、今の暦でいえば11月ということですが、10月の1日に神迎えされまして、1週間ご滞在で、斐川の万九千神社ですか、あそこで最後の会議をしてお帰りになられるということで、ちょうど先週、うちのしまね文化論という目玉の事業をスタートしたのですが、千家権宮司さんにおいでいただいて色々話を聞いて、1週間後の今日は、万九千神社の錦田宮司さんにおいでいただいて、今、ちょうど話をさせていただいているところです。ちょうど1週間ということですが、非常に縁を感じる場所でもあります。

この間、スポーツも色々ありまして、特に島根県にとりましては、国体という大きな行事がございました。この総評については、総監督がいらっしゃいますので、佐藤課長にお聞きしたほうが良いと思いますが、今回、この部活動の在り方等を検討しております、例えば県対抗で対抗戦をやるとか、あるいは中学校・高校につきましても、学校対抗で全国大会まであるということになると、どうしても力を入れなければいけないということになってしまっていて、どこでどのように規制をしていくかということについては、本当にスポーツの考え方そのものについて考え直す時期でもあるのかなという感じがあります。もし、やるのであれば、裏付けをしっかりとってやっていただくということも必要かと思っております。

そういった意味で、今回の在り方検討につきましても、現在のところでのまとめ、そして今後、また見直しもあろうかと思っております。その時代に合った、このような検討は常になされるべきではないかと思っております。

今回、スポーツ庁がガイドラインをまとめて、全県にこのようなガイドライン、名前は違うかもしれませんが、このような検討をできる機会があったというのが非常に大きいことではないかと思っております。

また、県ごとの取り組みも様々あろうかと思っておりますが、今回、こうやって島根県でようやくまとめる段に入りました。

今回のミッションにつきましても3点ございまして、方針案の検討、部活動指導員の資格要件の検討、そして部活動と自動車利用について、以上の3点になります。

なお、運動部と併せて検討している文化部につきましても、現在、文化庁において、文化部活動のガイドラインの策定中ではありますが、島根県では、本日の会議で運動部・文化部併せた

部活動の在り方検討、すべての検討を終わる予定にしております。

本日のミッションに対して、皆様の活発なご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の公開について

(設置要綱第5条に基づき公開の了承)

議事1

まず、前回の検討会で、全体の項目について委員の皆様からたくさんのご意見・ご要望をいただいております。それを受けまして、事務局で内容や記載について再度検討していただいて、修正した資料を提出していただいております。

資料1、第7回検討会の意見とその対応。資料2になりますが、この対応等について事務局より説明をしていただきます。

まず、資料1の①から⑦までを丁寧に見ていきたいと思っております。1つずつ説明が終わりましたら意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局

それでは資料の1、第7回検討会の意見とその対応をご覧ください。左側は第7回検討会資料のページ及び項目などを挙げております。右側は上の部分に、前回、委員の皆様からの意見、その意見を参考にして、下の部分に太字で方針案への反映について載せていますので、資料1、2を併せてご覧ください。

資料1の①です。全体を通じて文章表現を統一しました。文章の最後は、基本的には「～する」という形に統一しました。

それから、すべての項目で文章の並び替えを検討し、教育委員会、学校、部活動顧問の順にするなど、修正をいたしました。

それから、「子ども」という表現はすべて「生徒」に統一をしました。

これから見ていただく資料につきましては、修正した部分についてはアンダーラインを引いています。

○会長

前回ご指摘いただいた点の表現を統一することになりますが、よろしゅうございますでしょうか。すべて直っていると思っております。

………質問・意見なし………

それでは、続いて②の説明をお願いします。

○事務局

資料2の4ページ、3の(1)、活動方針の策定と年間指導計画・年間活動実績等の作成について、「活動計画と活動実績の項目内容は同一とする」という意見がありました。作成する活動成績について、活動実績の()内を削除しております。

それから、「活動実績のホームページ等への記載は、ないほうが良い」という意見がありました。ホームページ等への記載について、活動実績を削除し、国のガイドラインの表記と合わせました。

もう1点、「学校評議委員会(第三者機関)は修正すべき」との意見がありましたので、「学校評議委員等を活用し」に修正しております。

○会長

この②について、何かご質問やご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

少し細かいことなのですが、資料の4ページにある4つ目の丸のところなのですが、この資料1の説明があったところ、「ホームページ等」となっているのですが、「ホームページへの掲載等」という書きぶりがちょっと違うんですが、どうなのですかね。「ホームページ等への」、「ホームページへの掲載等」、ホームページに掲載しないのであれば、ほかの方法があるのかどうかというようになってしまいかと思うのですが、ホームページ限定なのか、ホームページ等という含みなのか。

○事務局

これは先ほども言ったように、国のガイドラインに合わせたということで、国のガイドラインのほうが「学校のホームページへの掲載等」となっているので、それに合わせたということです。

○会長

「ホームページ等」ではなくて「掲載等」で。

○事務局

そのようになっているので、国に合わせました。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにありますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

もし気付いたら、また後ほどでもご指摘いただければと思います。

それでは、③をお願いします。

○事務局

6 ページ、4 の (1)、適切な指導の実施について、4 番目の丸、『部活動顧問』は、『運動部顧問』としても良いのではないかと意見がありましたが、これは運動部と文化部を含めた対応としているため、このままの表現としております。

○会長

ご質問等がありますでしょうか。

○委員

すみません、4 番目の丸ですか。

○会長

4 番目というのは、括弧の下ということですか。その下ですか。

○委員

どこのことを指しているのかが分からない。この四角で囲ってある部分ですか。

○事務局

すみません、この四角で囲ってある部分は後ほど説明しますので、単純に上から丸の 4 つ目、「部活動顧問はスポーツ医科学の見地から」というところです。

○委員

丸の直後。

○事務局

そうです。丸の直後です。

○会長

よろしいでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、④をお願いします。

○事務局

7 ページ、5 の (1)、中学校の学期中の休養日の基準について、『平日に少なくとも 1 日以上』の『以上』を取っても良いのではないか。国のガイドラインに合わせた記載をすべきではないか」というご意見がありました。

その点について、「週当たり 2 日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする」として、国のガイドラインと合わせました。

○会長

ここもよろしゅうございますか。

……………質問・意見なし……………

それでは、⑤をお願いします。

○事務局

8 ページ、11 ページ、5 の②、中学校・高校とも、学期中の活動時間、基準の設定理由、考え方について、「部活動調査の土日の活動時間は、活動なしも含めて 4 時間までのパーセンテージを記載したほうが考え方としてはふさわしいのではないか」という意見がありました。中学校、高等学校ともに修正をしました。

まず、8 ページをご覧ください。読み上げます。『平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査』において、中学校では平日放課後の活動時間について、活動なしも含め、3 時間程度までの活動が約 91%であった。土日の活動時間については、活動なしも含め、4 時間程度までの活動が土曜日では 69%、日曜日では 73%であった」としました。

11 ページをご覧ください。高等学校ですが、『平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査』において、高等学校では平日放課後の活動時間について、活動なしも含め、3 時間程度までの活動が約 82%であった。土日の活動時間については、活動なしも含め、4 時間程度までの活動が土曜日では 69%、日曜日では 72%だった。また、土日の活動時間が 6 時間を超えている学校は土曜日で 13%、日曜日で 12%であった」としております。

○会長

前回指摘のとおり修正したということでございますが、何か質問やご意見はございますでしょうか。

○委員

今の高校のところの最後の部分ですけれども、6 時間を超えている「学校」なのですか。学校という表現で適切なのですか。それまでは「部活動」だと思うのですけれども。

○事務局

すみません、「部活動」です。

○会長

今、修正してみてください。

○事務局

「土日の活動時間が 6 時間を超えている部活動は土曜日で 13%、日曜日で 12%であった」。すみません。

○会長

それでは、「学校」を「部活動」に置き換えるということですね。

○委員

この文章、それまで「部活動は」という言葉は出てきていない。3 時間程度とか 4 時間程度というのに対して、「部活動は」という言葉では説明していませんよね。

○会長

「活動」です。

○事務局

少し言葉の整理をさせてください。「上に活動時間を」とあるので、少し不細工ですので。

○会長

ここを見直しただいて、修正いただくことにします。

ほかにございませんでしょうか。

……質問・意見なし……

それでは、⑥をお願いします。

○事務局

13 ページ、6 の (1)、生徒のニーズを踏まえた部活動の設置について、1 番目の丸、「生徒が主体の部活動であるため、主旨は分かるけれども、実際には新しい部活動の設置については難しいた

め、『学校の実態を踏まえる』、『部活動の設置の機会をつくる』、などの文言を入れたほうが良い」との意見がありました。

読み上げます。「校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しんだり、適度な頻度で行ったりする運動部の設置や、文化芸術に親しむ部の設置等、学校の実態を踏まえた上で、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を考える機会を設ける」と修正しました。

○会長

今のところの修正、いかがでしょうか。

○委員

すみません、修正のところではないのですが、「障害のある」の「障害」の表記は、島根県教委ではどのようにしておられますか。平仮名にするとか漢字にするとか。

○会長

島根県では平仮名のはずですよ。

○委員

はい、平仮名です。

○会長

法規等については漢字表記なので、法規等は漢字で書く。あとは平仮名。これはよろしいでしょうか。ここも少し見直してください。

○事務局

はい。

○会長

ほかにございますでしょうか。

………質問・意見なし………

それでは、続いて⑦をお願いします。

○事務局

13 ページ、6 の (3)、保護者の理解と協力・地域との連携等について、1 番目の丸、『部活動顧問』を『校長』とし、学校全体で取り組むという方向性で記述してはどうか。また、重複している

ニュアンスが強いため、文章を再考したほうが良い」との意見がありました。

読み上げます。「保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。このため、日頃の活動を見てもらう環境づくり等も必要であり、校長は、部活動の意義や学校としての方針を保護者に示し、理解を得る」と修正しました。

また、2枚目の文章は、1番目、さらにその下の3番目の文章と重複している部分が多く、削除いたしました。

○会長

今の説明に何か質問等がございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、今、⑦まで見直しをしましたけれども、全体をとおして何かございますでしょうか。

○委員

追いつかなくて言い逃してしまいましたけれども、13ページの部分の生徒のニーズを踏まえた部活動の設置の中の最後の文言というのは、今回、そういうご趣旨の意見があったのですね、「考える機会を設ける」と。これまでは「設置を考える」とか、それが「考える機会を設ける」というのは、これはご意見に従ってということですか。

○事務局

それで入れました。

○委員

具体的に、何か委員会をつくったり、内々ではなくて、いわゆるはっきり分かるような機会を設けませんかという意味ですかね、これは。

○事務局

こちらの理解といたしましては、外部の方を交えた形の委員会というのもありでしょうし、校内にそういう検討組織を設ける。そういったものもあるかと思えます。

あと、設置を考えるというのは、増やすという意味だけではなくて、どういう部活動が存在・設置してあると、生徒のニーズを捉えていることになるのか。要するに改廃を含めた検討の場を設けるというような形で、広く理解できるのではないかと思います。

○会長

要は、生徒のニーズに応じた対応ができるようにしておくということですね。何か「これは必ずやりなさい」というように見えますでしょうか。

○委員

いや、どういう意図かなと思ひまして。

○事務局

もう1つ。例えば、「必ずつくりなさい」というわけではないのです。要するに「必要に応じて」というような言葉を入れておけば良いのかなと思ひます。

○会長

そうですね。「必要に応じて」ですね。

○事務局

設置を考へるといふか、要するに部活動の在り方といたたら少し広すぎるのですけれども、設置の在り方を考へる。そういう意味合ひ。もう少しはつきりさせる形で修正をかけさせていただくといふことでよろしいでしょうか。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それでは、今のニュアンスでこの文章をもう少し捉えられるようにお願いしたいと思ひます。

あと、全体をとおして何かございますでしょうか。

………質問・意見なし………

またありましたら、最後のところでお聞きしたいと思ひます。

それでは、今日の議事の2番目です。年間活動計画と毎月の活動実績の作成例について、事務局よりサンプルを作成していただきました。説明をお願いいたします。

議事2

○事務局

今回、項目の中でもありましたけれども、資料3-1、3-2という形でつくってみました。高等学校の例ですが、資料の3-1です。これが年間活動計画表です。

以前言っておりました全体の年間の行事予定表みたいなものを実はイメージして自分でもやっ

みたのですが、かえってこのほうが手間がかかるということが分かり、他県の様子ですとか、他県のもを色々と参考にさせてもらって、やはり年間計画はこういった形で一枚紙にしたほうが良いと思いました。

それから、資料 3-2 のほう、裏になります。毎月の報告・実績については、こういった形で出すほうが良いのではないかとということで、今、サンプルを挙げさせていただいております。

資料 3-1 をご覧ください。年間活動計画表は、上の部分では平日・休日の通常の活動日、休養日、活動時間、活動場所を記載するようにしております。その下に月ごとで年間の大きな予定を記入するという形にして、この一枚紙でいかがだろうか。例です。色々な書き方があるかと思いますが、そういった形のサンプルをつくっております。

裏になりますけれども、資料 3-2 ですが、活動実績表になります。年間の活動計画を基に、月ごとに書くという形にしております。校内での通常活動については、活動の有無を一番右側に記載するようにしました。変更して活動を行った場合は、その内容を活動時間、活動場所、活動内容等のところに記載をした上で、一番右端に活動したということで丸印を記載し、活動しなかった・休みであったという場合は、バツを入れるようにしております。

簡素化に努めたつもりですけれども、ご意見をいただければと思います。

○会長

それでは、今の資料 3-1、3-2 です。高等学校の女子バレー部の例がありますけれども、これは実際に計画を書くようになるのですが、現場に即した形でみなさんのご意見をいただきたいと思えます。

委員さんも文化部のことがあろうかと思えますので、そういった視点で見ていただければと思いますが。

○委員

確認ですけれども、これをつくってホームページに掲載するということですか。

○事務局

はい。

○委員

先ほど見た方針では活動方針とあるけれども、活動方針というのが 4 ページですよ。 「活動方針及び活動計画等を学校ホームページへの掲載等により公表する」と。活動方針というのは何ですか。これは活動目標と活動方針をまた別個に。これに活動方針も入っているということですか。

○事務局

これは活動計画です。

○委員

計画だけですか。では、また別個に活動方針も載せるというイメージですか。

○事務局

活動目標・方針というところを直したほうがよいでしょうか。

○委員

一つのサンプルだと思いますので。これをアレンジしても良いのではないですか。

○委員

この中の1枚でやっていただければ良いのですけれども、また、別個にというのがなかなか。

○事務局

いえ、それは一応サンプルの例で、こういった形のものということで。

○委員

この中に活動方針も含めてということですよ。

○事務局

各学校でまたアレンジしていただければと思っております。

○会長

今のところは4ページの4つ目の丸のところですよ。「校長は活動方針及び活動計画等を学校のホームページで掲載等」という。「及び」ということですので、これは何かプラスしないとおかしいですよ。

○事務局

この中の1枚で活動方針というように入れられるようにした方がよいのでしょうか。

○委員

私が言いたいのは、題が活動方針及び活動計画としていただければ、この中にまず活動方針を書いて、活動計画がなるのだろうなというように思うのですけれども、単に活動計画だけだと、また別個に活動方針なるものをつくるのかなと思ったので。

○事務局

それだとまた負担になりますので、この1枚で方針と計画が書けるような形にしたいと思います。

○委員

細かいものはこれから入れるとかあると思うのですが、初見のイメージですけれども、もう少し簡単にならないのかなと。特に下段の公式戦とその他の活動と校内での活動・練習内容、この辺りがもう少しすっきりしないのかなというのが最初に見たイメージです。

○委員

例が詳しいと、このぐらい書かないといけないのかなという感じになりますよね。

○委員

特に最後の校内での活動・練習内容というのは、こう示されると、みんなこう書いてしまいますよね。どうせこうなのでしょうね。表現するならば。これはもう決まりきったというか、必要なのかなという、ここの項目がですね。

できるだけ簡素化していただいたほうが分かりやすいし、先生方もつくりやすいのかなというように思います。

○事務局

一番右側のところはなくても良いのではないかという意見でしょうか。私も先ほど言いましたが、他県を参考にさせていただいたり、いるのかなと思って付けさせていただいたので、新しいことを付けるよりは、削除して簡素化に努めたほうが良いかなとは思いますが。

○委員

このまま残しておいてはまずいのですか。このまま手を付けずに残しておいてはだめですか。手を触れなければ、特に大きな作業負担はないと思いますが。エクセルですよ。

○事務局

エクセルです。

○委員

私は高校でも中学校でもないので、具体的なことは良く分かりませんが、校内での毎日の通常の練習はどういうものかというのであれば、こういう形で残しておいたら、特に負担が増えるという感じは私はなかったのだけれども、どうなのかなと。

○事務局

私は顧問をしたことがないのですが、気持ちとしては、先ほど活動方針とかありましたよね。あの中に一括で書ける、例えば年何回かの定期的な大会、そこへ向かっていくと、その直前には試合形式での最後の仕上げというか、大会に向けての仕上げをしていくというような、恐らくサイクルがあると思います。そのサイクルのことを方針の中で書いてしまえば、この校内での活動・練習内容のところにわざわざ同じようなことを書く必要もないし、分かりやすく書いてありさえすれば良いなというように思います。

そういう意味で、この3-1のところは、年間通じてほぼ変わらない部分は、通常の活動日や休養日ということでまとめて書いたところですので、その延長線として、活動方針にどういうことを書くか分かりませんが、年間を通じていつのころにどれぐらいのことをやっていくかというような大まかな方法があれば、活動方針なり何なりを書くことで、この一番右側の月々のところというのは省略ができるでしょうし、顧問の先生のやりやすい方法で、あとは生徒たちに分かりやすい方法で良いのではないかなとは思いますが。

○会長

現場の先生がいらっしゃいますが、実際どうでしょうか。今回、ガイドラインでこのような公表ということが出たのですけれども、どこまで公表するかということになるかと思いますが、年間に公式戦がこれだけあって、これだけに参加しますというのも一つだと思います。

それに向かって、先ほどおっしゃったようなサイクルがあって、「通常はこのような活動をしています」。これでも結構通じますよね。そして「休みが〇〇にあって」ということになれば、それで十分つながると思いますが、やはり実際顧問になるときに、いつ、どこへ遠征してというようなことはなかなか出したいところも逆にありますよね。みんな手の内を明かしてという話にもなって。

そこが非常に不透明なところということになれば、それを補うような表現をどこかでしていけば良いと思いますが。活動方針と活動計画をうまくミックスさせて表現していくというような考え方が一番すんなりいくような気はしますけれども。

3-1のほうですけれども、もう少し進めないといけませんけれども、これは詳しすぎるというご意見の方はいらっしゃいますか。「これは少し詳しすぎるのではないか」、「もう少し簡素化したほうが良いのではないか」という方は。

………複数の挙手あり………

いらっしゃいますね。「やはりこのくらいの記載は必要だ」というような方はいかがでしょうか。

○委員

少し判断が難しいのですけれども、保護者や当事者にはもっと詳しく行き先とか、もっと短いパンのものが当然示されて、例えば「遠征から何時ごろに帰ってくるから迎えに来てくれ」という

ところまで求めるものもあるでしょうし、「ホームページ等への掲載」なので、もう少し省いても良いのかなと。誰がそれを見てどうというのが。「こういう活動を全体的にやっていますよ。指針があって、目標があって、通常の練習はこうですよ。総合練習をやっていますよ」だと、「総合練習とは何ですか」ということになるので、省いてしまっても良いと思うのですけれども。場所と時間と日時が分かれば良いのかなと。

詳細なものは保護者や本人たちに顧問から伝えてあるわけですので、それをオープンにする必要があるのかなと。国がどこまでのものを「明るみにしろ」、「透明性を持たせろ」と言っているのか分からないのですけれども、かなり画一的に総合練習を上からコピーして終わりだと思ったりしますけれども。

○委員

ホームページで誰に向かって何のために公表するのかということを見ると、それほど詳しく書く必要はないのかなというように思います。

一番大事な生徒と保護者に対しては、どこの学校もどこの部活動も、総体なり、野球であれば夏の大会なりが一つの区切りなので、とりあえず年間全部をとおしてはなかなか計画が出しにくく、3年生がいる間までの計画と、新チームになってからの計画を再度つくるということになりますよね。

ですから、もしこういう方針でやってしまうと、新チームになったとき、また新たなものをつくらなければいけないというか、4月にあまりはっきり分からないような新チームの内容かもしれない。

要するに、大まかなことしか書けないわけであって、予定の予定ぐらいしか書けないのであって、そういうものはあまり細かく色々書く必要はないのではないかなと思いますし、先ほどから何度も繰り返しますが、生徒・保護者にはきちんとペーパー等を通じてやっているのです、それで十分なのではないのかなと。その内容について。

○会長

先ほど、これはずいぶん簡素化したという話でしたけれども、どこか他県ではもうそういったものを出しておられるのですか。

○事務局

岡山県のサンプルですとか、神奈川県ですとか、そういったところで、年間は大体ここに書いてあるこういったものです。

○委員

「練習試合〇回」とか、「夏期合宿〇〇県4泊」とか、こういう感じで書いてあるのですか。

○事務局

そうやって書いてあったものもあります。たくさん書いて、削るほうは簡単なので、そのまま使ったという感じではあります。

○委員

これは年度当初にホームページに出して、ここには休養日等が何日から何日と入っていますが、もちろんそういうものは変更になる可能性は十分あると思います。変わったらその都度……。

○事務局

いいえ、それはこの間もありましたけれども、出したものを直すというのは手間があるので実績のところでも変えてもらえればよいのではと思っています。

○委員

変わっても、これを見てそうだと思う親もいるのではないですか。ホームページの最初に出されたのを見て。

○事務局

その場合は、すでに恐らく部活に入る前ぐらい、新入生にとっては部活に加入する前ぐらいのものだとすると、年度途中にはもう大体部員が固まっていますので、通常、今でもやっていらっしやると思うのですが、年間の活動計画が変わった場合は、その都度やはり「今回、こういうことをやります」というのが顧問を通じて大体連絡されるのではないかと思います。

ですから、頭で出したものを、あえてその都度変えていく必要はないというのは、あくまでも、もちろんあることを検討した場合は、当然保護者に対して連絡がいくということを前提にしていることです。

ただ、言われてみると、あまりに盛りだくさんという感じがいたしますので、一番右の行はすべてカットするとか、練習試合辺りはもう良いかなという感じがいたしますので、スッキリしたものとして、基本的に「加えるのは構いませんよ」というような注記をするぐらいで良いのかなと思います。そういった方向でまた検討させていただければと思います。

○委員

先ほど事務局が言われたような形が一番僕は望ましいのではないかと思います。

まず、一番下をご検討していただければ。参加する年間の公式戦が保護者の方々や世間の方々も「高校のバレー部はこのようになっていますよ」、松江南高校であれば「松江市大会も出ます」。そういう一覧が分かる。

この真ん中と右側については、活動方針の中に文章で書けるものだと思いますので、例えば「夏季休業中には合宿を行います」とか、「強化合宿を行います」とか、あるいは「月に練習試合を1回から2回行います」とか、書いてある言葉が、ある程度方針の中に書けるのではないかという気がするので、その程度であれば先生方も書きやすいし、訂正も必要ないだろうし、「春季合宿、〇〇県2泊」などと書いてしまうと、1年後の提出で拘束されるのもなかなか辛いものがあるので、年度初めに書けるのは、そういう感じが一番良いのかなという気がしますので、またご検討いただければと思います。

○会長

この4ページの大きい3番です。適切な運営のための体制整備というところの(1)の計画関係ですが、2つ目の丸からです。「県立学校長は」というところがあります。「市町村立学校は」というのがありますが、ここが「策定する」。次が「部活動顧問は」というところで、これは結構詳しいのが出てきますよね。そしてこれを簡素化したものを③の「ホームページの掲載」としていけば、一連の流れで削除していけば自然にホームページに出せるものが出てくるというように思います。

ですから、別々につくっていくと大変なのですが、関連付けてやって、校内だけで良いものについては取っていけば、あとは反動的な表現で出していくということで、今ここで出てきた意見を集約して活動計画をされたら良いと思うのですが、それでいかかでしょうか。

○委員

関連して。先ほど公表するというところの、前回、「部活動顧問は」だったのが「校長は」というのが最後のところでお話があったときに、私は学校全体として、「本校は部活動について、このような方針でやりますよ」というものを実はイメージして「それは良いですね」と思ったのですが、結局、部ごとに目標なり方針なりを示すということなのでしょうか。

○会長

その③と④のところですよ、これは。

○委員

②のところに、「学校長は活動方針を策定する」となっているので、これを出すのかなと思っていましたので、「校長は」と。

あとは部のものを校長がホームページに。校長が活動方針をまず出して、部のやつも出すのかなと思ってイメージしていたのですが、策定した校長のものは載せなくて、顧問がつくったものを校長の責任においてホームページに載せるのであればそれでも良いかなと思ったり。どちらなのかなと逆に。両方最初載せるのかと。校長のものと各顧問の方針と年間計画をイメージしたのですが、そうではない。

○委員

指導できない顧問からすると、まず、「目標を立てなさい」と言われるのも非常にプレッシャーですし、例えば前に詳しい顧問の方が立てられた目標そのものが残っていて、「それに従って指導ができていない」ということも困りますし。専門でされる方は1年分立案できると思うのですけれども、正直、良く分からずにやっている顧問もたくさんいますので、その辺りのハードルを下げてくださいなど。

○会長

ここの整理はどうですかね。ここに丸がたくさん並んでいて、1番目の丸については、これは県の方針を基準にして市町村教育委員会がということになりますよね。明示するということになっていますが。

その下の「県立学校長は」というところについては、「学校の部活動に関わる活動方針を策定する」、これは策定しないといけないですよ。その下が「部活動顧問は」ということで、これは「学校の中でこういったことをやらないといけない」、「校長に提出をしないといけない」。その下は「ホームページの掲載」になって、これが「校長は活動方針及び活動計画等を」ということで、これは一つひとつの部のことなのか、学校そのものの活動の、全体的には活動方針・活動計画ということなのか。

○事務局

これは上から順に並べていますということで、「部の顧問が校長に提出した」、この提出したものをという捉え方で、国もそのような形で書いてあるので、「部ごとの活動方針及び活動計画をホームページに」ということと捉えています。

○会長

「部活動顧問は」というところを受けて、これをまとめて校長は掲載すると。

○事務局

はい。「校長に提出したものを」という意味です。

○会長

校長先生いらっしゃいますけれども、現実的にこういったところはどうですかね。イメージがつかますか。

○委員

実態としては、私の学校の場合は部活動規定があって、活動指針があって、それを校長が年度初めの職員会議に提示して、それを受けて各顧問が各部活動の経営方針をつくり、保護者会辺りでそれを説明して、「それでいきましょう」という形になって動きますので、ここに書いてあるものは、もし校長がすべての部活動のものを集約しようと思ったら、それはどうかなとは思いますが、今の方向でうちはやっているのだから、それで良いのかなとは思っています。

○委員

これだけで良いですね。これだけがホームページで公開されていれば良いということですよ。

○委員

どちらなのか分かりませんが、大元を掲載する方法もあると思います。何のために細かい活動部分をホームページに載せるかということがはっきりしないと。親と生徒に分かれば良いことなのに、全世界の人たちに発信する必要はないような感じもしますし。それは「こういう方針が出るよ」という大元が分かっているならば、それで良いのかなと。

○会長

今、委員さんがおっしゃったように、学校ごとに色々やり方があって、ここでホームページへの掲載になった場合には、このようなフォーマットを示して、フォーマットに記載したものについて出していく、内容についてはですね。こういった意味ですよ。学校ごとに違う内容があるとかではなくて、フォーマットに記載したものを出していく。フォーマットをつくって。

○事務局

国のガイドラインで、「校長は活動方針を策定する」というようになっております。そして「校長はその活動方針及び活動計画」になっておりますので、学校の活動方針は載せるということになり、「活動計画等」となっておりますので、これをホームページへの掲載を行うということになります。

国のガイドラインに沿った形でいきますと、校長先生が活動方針を策定すると。それを載せる。かつ、顧問が出した活動計画などをホームページに掲載するというようになります。

○委員

ということは、4つ目の白丸で、先ほど話題に出た「校長は活動方針及び活動計画をホームページに載せる」ということで、活動計画のひな形が今出ましたが、これは部活動顧問が校長に出したものであるというイメージで良いですね。

そして、4つ目の丸にある「校長は」の次の「活動方針」というのは、2つ目の丸の活動方針ということになるのですか。

○事務局

はい。

○委員

ですから、校長がつくったものが1ページものか何かであって、あとは各部のものがどこかにあるみたいな形になるわけですか。

○事務局

はい。国のガイドラインに則った形で。

○委員

ですから、ここには方針を改めて書く必要がないと。

○委員

そういう意味なのですか。

○事務局

はい、申し訳ありません。

○委員

教えてほしいことがありまして、新たに何かをつくっていくというのはとても大変そうなのですが、けれども、現在、各学校で校長がつくった部活動の方針のようなものがあって、ペーパーがあって、各部ごとに活動計画のようなものがあれば、それをアップするということではだめなのですか。必ずしもフォーマットを決めて、カチッと同じものというのは大変そうな気がしますが。実際、動かれる立場としてはどうなのですか。

○事務局

事務局のほうでも判断が割れているところがあるのですけれども、例えば県、市において共通のフォーマットでというようなことはどこにも書いてありませんので、それはそういうものがもしすでにあれば、それを持って帰ることもできるという考え方ももちろんあります。

委員さんの中で、そういうのを持って帰るという形で良いのではないかというコンセンサスを得られれば、そういう形でよろしいかなと思います。

○委員

私が考えていたのは、部活動全体の活動方針を改めてつくるというよりは、いわゆる年度当初に

学校全体の教育目標をつくりますので、その中に部活動云々というのは当然ありますから、それが示してあれば部活動の意義というか、活動方針になるのかなというように思っていますし、中学校は分かりませんが、高校は大体各校のホームページに部活動紹介の項目がありますから、そこに若干項目にこだわったものは、そこにフォーマットとして、例として挙げられている内容について記載してあれば問題はないのかなというように思っているのですけれども。

わざわざこうして統一的なものをまた別個に載せなくてもというように思ったりもしたのですけれども。その辺りはどちらでも良いという形にしてみようと、各校のホームページの都合に合わせて、今、言ったほうが中学生とか保護者とか、あるいは地域の方々とか、同窓生の方々が主に見ると思うのですけれども、分かりやすいものになるかもしれません。この画一的なフォーマットにこだわる必要はないのかなというように思いますが、どうですか。

○会長

活動方針につきましては、これまでもずっとやってきていることではしょうけれども、この活動計画については、あまり今まで見たことがないですよ。大会が書いてあるぐらいのことですけれども。

今回こうやって通常の活動日とか、時間とかということに示されて、これに則ってということになれば、こういった記載が期待できるのかなというところも一方ではあろうかと思いますが、これをもって担保するような形になるかもしれません。

フォーマットというのは、やはり必要事項が必ずそこにあるというのがフォーマットなわけですので、そういったことが必要かどうかということになろうかと思えます。

ただ、その学校のその部の活動計画を眺めるだけで良いのかどうなのか。ある程度、島根県はこのような、この上の部分はみんな書きましようとか、こういったことがあってもおかしくないと思うのですけれども、ここのところはみなさんのご意見を伺いながらということになろうかと思えます。

○事務局

そうしますと、今、この県の方針の4ページの3の(1)の丸の6番目に、まさに「簡素で活用しやすい様式の作成等を行う」、これを今、実際にどういう様式、どういう項目が良いのかということとをここで一つひとつ吟味してもらっています。そして、いただいた意見からすれば、この項目さえ、例えば公式戦等の予定が学校の部活動紹介の中に入っていれば、それはそれで十分だと思いますし、ですから、何が何でもこの様式に従わなければいけないということでもないけれども、少なくとも部活動紹介なら部活動紹介のところに公式戦の予定を入れるとか、あるいは年間の休養日をどう設定したとか、その辺りの掲載しないといけない項目を拾って、県立学校あるいは市町村の教育委員会のほうにお示しをするというような書きぶりに変えれば、いかにも様式を作成するということ、その様式で出さなければいけないということが前面に出ますので、先ほどの方針であったり、

活動計画・活動実績の中で、網羅してほしい項目をここに挙げるようなことでまとめさせていただければ、現場のほうで画一的な書類になるというようなところを若干防げるかなという気がしております。

○会長

実際、動いてみないと分からないところがありますが、今、事務局がおっしゃったような、項目がある程度あるということでの記載と。これまでの計画もされていることでしょうか、あまり負担のないように記載できるようにということですが、丸の一番下のところ、「様式の作成等を行う」ということがありますので、もう少し宿題として残しておくということ。今日いただいたみなさんからのご意見を踏まえた上でということでの認識でよろしいでしょうか。

……………異議なし……………

ありがとうございました。なかなか学校で出しやすいもの、出しにくいもの、作成しやすいもの、しにくいものがあるかと思しますので、できるだけ負担のないように、なおかつホームページに載せる意味、意義、こういったところを踏まえながらの表記になるかと思います。

それでは次に進みます。熱中症事故防止に係る記載の検討について、事務局よりお願いします。

議事 3

○事務局

6 ページの上から 3 番目の丸、四角で囲んだ部分をご覧ください。前回もこの部分は出ささせていただきましたが、変更しております。新たに資料を付けておりますが、まず、資料 4-1 をご覧ください。

平成 30 年県立学校救急搬送事案一覧です。7 月から 8 月までのものですが、野球の応援、部活動中の熱中症が多くなっております。子ども安全支援室に確認しましたところ、7 月、8 月にかけて、これは県立高校だけのものですが、市町村にも確認をさせていただいて、中高合わせて部活動中の熱中症での救急搬送事案が全体の約 6 割に上がっているということでした。

資料 4-2 をご覧ください。表の 1-1、暑さ指数に応じた注意事項等として、日常における注意事項と熱中症予防のための運動指針が挙げてあります。今年はこれがかなり問題といたしますか、注目されることになっておりましたけれども、暑さ指数が 31℃以上では原則運動中止となっております。特別な場合以外は運動を中止する、特に子どもの場合は中止するというようなことで出ております。

資料 4-3 をご覧ください。これは県教育委員会が策定した学校危機管理の手引きの中で、熱中症に関する記載部分をコピーしたものです。この手引きの中では、熱中症については参考資料として取り上げられている程度になっております。

9 月にありました議会において、教育委員会では学校危機管理の手引きの中に、熱中症に関する項目を新たに設ける改正を速やかに行いたいと考えている旨の教育長答弁がありました。

熱中症対策については、部活動のことだけではありませんので、色々な活動の判断目安となるよ

うな記述に改正していく予定で、今、進めております。

これらを踏まえて、4 ページの四角の中、囲った部分を読み上げさせていただきます。「校長及び部活動顧問は、公益財団法人日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針に基づき、気象庁が発令する高温注意情報や教育委員会からの注意喚起等を参考に、熱中症に最大限の注意を払い、状況に応じて部活動を中止する等、万全の対策を講ずる。その際、県教育委員会策定の学校危機管理の手引きの中の熱中症対策に関する内容も参考にする」としました。

前回と変更した点につきましては、この 3 行目の最後、「適切に対応する」としていたところですが、「万全の対策を講じる」とし、その下の 2 行を新たに付け加えました。先ほど教育長答弁にもあったように、学校危機管理の手引きを改正する予定であることから、このような書きぶりに変更しております。

○会長

何かこの件に関してご質問やご意見はありますか。

今年は特に多かったですね。こういったところは発生するということ自体、本当に万全の対策を講じる必要があると思います。今回のガイドラインにもぜひ盛り込む内容かと思います。よろしゅうございますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、この件はこのとおりお願いします。

それでは次に、部活動指導員の資格要件の検討について、事務局よりお願いします。

議事 4

○事務局

資料 5 をご覧ください。県立学校で事業を実施している都道府県に、部活動指導員の資格の有無、要件等について確認をしました。

現在、25 都道府県で部活動指導員を配置しており、そのうち 7 道県が教員免許や指導者資格など、何らかの資格を求めています。

福井県については、導入されておりますが、国体のため確認が取れませんでした。福井県以外の他の 17 都府県については、教員免許であるとか指導者の資格等についてはなくても構わないというようになっております。

現在、島根県でも来年度の配置に向けて関係課で資格要件について検討しています。各県の様子を参考にさせていただいて、委員の皆様の意見を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、部活動指導員の活用については、方針の 4 ページ (2) の 2 番目の丸に記載しておりますが、方針の中には資格ですとか、要件を記述するというはしないつもりでおります。

○会長

最後におっしゃったのは、4 ページのどこでしたか。

○事務局

4 ページ、資料 2 の (2)、部活動指導員のところです。(2) 指導・運営に係る体制の構築の 2 番目の下です。「部活動指導員等の協力を得る場合」というところでありませけれども、こういったところに資格要件は付けないということです。

○会長

資料 5 のほうで、現在までで確認できた 25 都道府県の資格の有無というところがありますが、7 つほど丸が付いています。資格要件を求めているというところになります。あと、校長の推薦というのも結構見られます。あと、指導経験とか競技経験等というのがございます。

みなさんのご意見をいただきたいところですが、この資料 5 の一番下のところ、教員免許からずっと下までありますけれども、「これは良いのではないか」、「これは必要だ」というところをみなさんに伺いたいと思っております。

この部活動指導員について、非常勤扱いでしたよね。

○事務局

はい。

○会長

非常勤扱いになりますが、資格要件を求めるかどうかということで、まず、教員免許についてです。いかがでしょうか。これはないといけないということはないかもしれませんが。

○委員

免許があっても、学校に勤めておられなければ、あまり効果はないと思いますので、免許と示すのはあまり意味がないと思います。

○会長

これは教員であった人が例えば退職された人が持つという意味のことですよね。経験がある方という意味ですよね。

○事務局

はい。

○委員

教員免許がなくても、前学校で部活動顧問をしていらっしゃる方がいらっしゃるので、むしろ学校に勤務経験があるとか、指導経験があるというほうがずっと意味があると思います。

○会長

教員免許にはこだわらないということですね。指導経験ということが出てきましたけれども。

この丸が付いている都道府県の中では、教員免許というのがあったり、あるいは学校での指導経験があるという人で丸が付いていますけれども。あったほうが好ましいかもしれませんが、必要条件ではないということですかね。必ずしも全員がこういった経験がなくても良いという理解でよろしいでしょうか。

……………異議なし……………

1 つずつ聞くようになっておりますので、日本スポーツ協会、前日本体育協会での資格ですね。スポーツ指導員、あるいはコーチ、上級コーチ、この辺りだと思いますが。17番目の石川県辺りは何らかの資格ということで、このような資格を持っている前提で、校長の推薦を受けて任用というようなことも書いてありますね。

少し聞き方が非常に難しいのですけれども、これも必ずしも持っていなくても良いという考えでよろしいでしょうかね。あったほうが好ましいかもしれませんが。

……………異議なし……………

それでは、競技団体資格も同じでよろしいでしょうか、考え方として。

……………異議なし……………

それから、指導経験についてはいかがでしょうか。全く指導経験がない人がなれるのでしょうか。指導経験何年以上。

○委員

指導経験というのは、今で言う地域指導者のようなものでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

何年間かやられた方。これもあるほうが好ましいという。

○委員

それも含めて、最終的には校長の推薦だと思いますけれども。

○会長

そういうことですよ。年齢もそうですよね。近いところの鳥取県、山口県辺りは校長の推薦とありますけれども、これが一番近いのかなと思うのですけれども。

私個人としての考え方なのですけれども、最終的には校長の推薦で良いのかなとは思いますが。ただし、その中で下のような資格要件があるほうが望ましいという書き方はあっても良いのかなと思います。そのための資格なわけですから。

しかし、例えば国体辺りは資格を義務付けています。これはスポーツ協会での行事ですが、義務付けています。将来的にこういった有資格者が指導していくというのは流れではあると思いますが、現実を見た場合には、そういった方が全員配置できるかということ、島根県の場合はそうでもないです。そういうことを考えれば、ここに資格要件がありますが、こういったことを満たすのが望ましいけれども、最終的には校長が推薦した者ということになれば一番良いのかなと思うのですが、その辺りのご意見をいただきたいと思います。私が個人的な意見を先に言ってしまったのですが。

○委員

私も同じ考えです。人員の確保も含めて、高望みすれば色々なことの資格、経験、その他あれば一番良いのですけれども、実績とかあれば一番良いですけれども、なかなか現実的には難しいのではないかと思いますし、本校にいる、例えばほかの部活指導の顧問が実際にどんな資格を持って経験してやっているのかということ、全くの初心者で、指導経験もない者が顧問しているような実態の中で、「あなたはこういう資格がないとだめですよ」と言って縛ってしまうと、なかなか活動がしにくいのではないかなと。

ただ、保護者の推薦であったり、顧問の推薦を受けて、最終的には校長の判断で「ぜひともお願いします」ということで認定をしていただければ良いのかなと思いますけれども。

○会長

この部活動指導員が、今、学校にいる人の外から依頼すること。それから非常勤の扱いになるということですよ。ここでは校長の管理下ということになるかと思いますが。校長が認めた人でなければいけないということは確かなことですが。最終的には校長が推薦する者ということでまとめて良いような気がします。

○委員

現在、外部指導者や地域指導者の方が入っておられると思います。今度、部活動指導員になった場合に、引率ができる、それから顧問不在時でも指導できるという要件が入ってきますので、現在の者を含めて、何人ぐらいの方がそれをできるかという判断を誰かがしないといけないと思うのですけれども、誰かというのは多分校長だと思うのですけれども、そうした場合には、先ほどあったように、島根県はなかなか厳しい状態かなと私は思っています。

ですから、最低ラインのところを決めて、それができる者なのか、今のままの地域スポーツ指導

者のままでいくのかという、その辺りも判断していかないといけないのかなとは思っております。

○会長

ほかの方はいかがでしょうか。

○委員

いわゆる、地域指導者の制度も残りますよね。

○事務局

はい。

○委員

この一番下の資格要件の中で、年齢もなのですけども、指導経験何年以上というのが他県でも何県か見えますけれども、校長として、いきなり初めての方を部活動指導員に推薦することはなかなか、引率もあったりして、少し躊躇する部分があって、ですから、ここには〇年以上とあるけれども、地域指導者も含めた部活動の指導経験が、例えば3年とか、そういった実績を見せてもらって部活動指導員に推薦という、そういったこともありかなというように思うのですけれども。ある程度、地域指導者と部活動指導員とだいぶ違いますので、少しハードルを設けたほうが良いような気がします。

○委員

同じ意見です。

○会長

それは指導経験、それから年齢もですか。

○委員

そうですね、年齢は少し微妙なのですけども。高校を卒業して、大学生になって、いわゆる部活のOBが部活動指導員になりうるというのですかね。

○事務局

他県においては20歳以上、学生は不可というところがあるので、そういったことも含めて考えないといけないのかなとは思っています。

○委員

実際は色々なところで、あれは地域指導者ではないかもしれませんが、各校の部活動でそういう方々がコーチとしてやってもらっていますよね。ですから、年齢を何歳にすれば良いのか今ははっきり分かりませんが。

○会長

委員さんがおっしゃることをすべてまとめて校長の推薦というニュアンスで持っていると思います。

この下の資格要件のところ、こういったことがあるのは、より望ましいという書き方はしなければいけないと思いますし、この部活動指導員は必ず研修を受けることになっています。そういったこともきちんと書き込んで、そして校長が推薦するということになれば、その中に全く未経験の人を多分校長はなかなか推薦しにくいのではないかと思うのですが、そのような括り中で校長に判断していただくというようなニュアンスを持っていただければいかがですかね。

全くこういったことを、例えば日体協の資格制度を知らない校長もいらっしゃるかもしれませんが、運動が専門でない方については。ですから、そういったところは「こういった資格があります」、「こういった方がより望まれます」というような書き方をどこかにしておけば、なおかつ、最終的には校長が、指導歴がない方を選ぶことはないかもしれませんが、しかし、地域によっては、昔、経験された方、指導はないけれども、昔、やっていた方がいらっしゃる。そういった方も、みなさんが推薦されるのであれば校長がお願いするということもあろうかと思えます。

○委員

文化部というのもありますので、その辺りを想定していただく必要があろうかと思えます。この並びは運動部だけになっています。

○会長

文化部の場合は何かございますか。こういった方が望ましいとか。

○委員

引率をするということの心配ならば、あまり違いはないと思うのですが、今、多分、委員もその関りが地域指導者よりもぐっと深くなるからということではないかと思うのですが、そうすると、あまり運動部、文化部という違いはないのではないかなど。

○会長

今は資格のことです。

○委員

資格はここに例が書いてありますよね。生け花とか茶道とか、そういったことですか。

○会長

この資料5の下のところ、このような資格があったほうがより良いのではないかということだったのですが、ここの生け花師範、茶道免許状とか色々載っていますけれども。

○委員

文化系の場合は、色々なスポーツで統一できるようなものはなかなかないと思うのです。先ほどの生け花だの書道だの、分野によって色々な資格があるので、一概に一括りにできないのではないかなというように思います。資格はなくても、結構その道に熟達しておられる方もいらっしゃると思いますし。

○会長

それを判断するのが、校長ということですよ。

○委員

楽器の演奏とかですね。

○会長

総合的に判断してということですよ。

○委員

これまでやっておられてという方もいらっしゃいますし。

○会長

これまでの実績もありますでしょうし。

○委員

それは基本的には、例えば吹奏楽だと、これは顧問が大体いるので良いとは思いますが、色々教えてもらって、楽器によっては教えてもらったりする方は、やはり顧問と相談して、みたいな形になると思います。その場合はやはり校長先生で、「こういう人を部活動指導員にしてほしいな」ということは出てくると思います。

○会長

今回、地域指導者と部活動指導員ということで、少し分けて考えておりますけれども、この部活

動指導員の場合には、非常勤扱いということと、それから引率できるということ、それから部活動の指導ができるということ、顧問がいなくても指導ができるということでの判断ですが、すべてを有資格者としてしまうと、非常に難しさがあるかと思います。

ということで、今のご意見を伺いますと、あったほうがより望ましいであろうということですが、けれども、最終的には校長が推薦する、判断するということの括りでどうかと思うのですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○委員

「あなたは部活動指導員としてやってください」というような場合に、言ったは良いけれども、実は地域指導員と同じような業務だったということはあり得ないのですか。

○事務局

その点は、先ほども会長から言われましたけれども、研修をして、やはり違うところをきちんと線引きをさせていただくということで、任用をするという形にしております。

○委員

ですから、今までの地域指導員ではできない業務は必ずしていないと、部活動指導員として任命することはできないということですよ。

○事務局

ただ、その制度といいますか、内容については、国は色々なことを挙げていますが、県でも「これはやってもらおう」ということを今、整理している最中で、とにかく「部活動指導員はこういうこと」、当然、大会の引率ですが、顧問になってもらうとかということ、今、検討しているところで、委員の皆様の意見もお聞きしたいなということで、ここに挙げさせていただきました。

○会長

もしほかに意見がなければ、大体そのように集約させていただきたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員

少しずれるかも分かりませんが、今、引率、それから顧問がいなくても直接的指導ができるということなのですから、公式戦の大会参加における部活動指導員の大会のベンチ入りだとか、そういうものはその団体が課す話なのでしょうけれども、その辺り、例えば高体連でしたら登録が必要ですよ、競技によっては。専門部によっては。「外部指導者登録をして、ベンチに入れますよ」という許可を出していますよね、先生のお名前です。それが今度、部活動指導者だったらなく

なるとか、その辺りは全く無視して、それはそれで高体連なり、どこかが考える、高野連が考えるという話ですよ。そういうことですよ。

○事務局

職務と手続きについては、また別途やらせていただいて良いですか。今は資格のことをお伺いしているのです。

○委員

はい、分かりました。

○会長

運用がうまくいっていないところもあろうかと思えます。合同チームとかもありますからね。ほかに何かありますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、資格要件の検討については以上にさせていただきます。

それでは、最後になりますが、部活動と自動車利用、このところについてお願いをします。

議事5

○事務局

資料6をご覧ください。1番目は、現在の自動車利用の取り扱いについてまとめてみました。(1)については、自家用自動車の公務使用について、本人のみが利用する場合と、生徒を同乗させる場合の条件を挙げております。(2)については、教育職員のレンタカーの公務使用は、いかなる場合でも認められないということを挙げております。

2番目は、昨年度実施しました部活動調査のレンタカー利用に関する項目について、校長先生の回答を表したものです。中学校と高等学校では大きな差があり、高校ではレンタカー利用を認めてほしいという割合が高くなっております。これで答えが出るとか、改正するとかということではないのですけれども、委員の皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

今、事務局よりお話がありましたように、ここでは答えを出すというものではないのですけれども、部活動と自動車の利用について、どのように考えていらっしゃるのかということについて、少しご意見をいただきたいと思えます。

中学校と高校とかなり差が出ていますが、中学校の場合は、現状はこのような感じですよ。

○委員

現状は、生徒を自家用車に乗せることはできません。遠征のときには、必ず公共交通機関か借り上げの運転手つきのバスをお願いします。

○会長

もちろんレンタカーもダメですね。

○委員

ただ、保護者会があつて、練習試合とか簡易な近場の大会への参加は、保護者の許可を得て運んでもらうということをやっているのが現状です。

○会長

保護者に依頼するということですね。

○委員

はい。

○委員

特にこれというのはないですけれども、どういうことですか。いわゆるレンタカー利用を求める声が非常に多いのですか。その辺りがよく分からないのですけれども。校長としてどう思うか尋ねたということは、やはり色々な声があるわけですか。ですからこういうアンケートをとったということですか。

○事務局

実はこの在り方検討会をスタートしたときに、国のほうが、例えば休養日の設定等について、実態調査をすることになりました。県でもほぼ同じ項目を実態調査しましたが、かねがね学校のほうからは、ここに書いてあるように、顧問の先生によっては、現在、いわゆるレンタカーを使つての遠征、これができないものだから、どうすればそれが良いかという、分かりやすくいえば、自分が大型のマイクロバスを自家用車として所有をし、免許を持てば、遠征等に子どもたちを乗せて行くことができるということで、経済的負担、心理的負担というようなところもあるという話があつたので、部活動の在り方検討会では生徒の負担、教員の負担、時間のことばかりではなくて、色々な負担がありますので、せっかく聞くことだから、なかなか実態調査もしょっちゅうすることではないから、一緒に聞いてみようということで、調査項目5つを追加して調査をした結果がこれでございます。

ですから、12月のときに、この結果自体は委員の皆様にお知らせをしたところですが、こ

ここまで来て、いよいよ在り方検討会も終わりに近づいてきましたので、改めて意見を聞きながら、今後、どうしていったら良いかということの参考にしたいなと思ってのことでございます。

○委員

分かりました。そういう経緯が。存じませんで、申し訳ありません。

そもそも聞いて申し訳ないのですけれども、レンタカーがダメなことは数年前に、私も教頭時代に確認させていただいたのですけれども、今日、事務局におられる方に説明していただきたい。レンタカーの公務使用というのは、(1)の条件が満たさないからダメなのですか。そもそも何がいけないのかなと思いました。

○事務局

乗り慣れていないということです。

○委員

ですから、運転経験が1年以上というのは、これはドライバーとしてだけではなくて、車自体もでしょうか。

○委員

自家用車ですね、これは。

○事務局

自家用車の公務利用ですから、途中で買い替えているということはあまり想定せず、継続的に慣れているというニュアンスであろうと思います。

○委員

そうですか。

○委員

行政の方はレンタカー、生徒がいないから同乗することは無いですが、レンタカー使用は可能ですよね。その辺りの違いが良く分からない。教員だけが結構遠隔地へ行って、自家用車で行くわけにもいかない。しかし、へんぴなところだったというようなときに、数日行ったり来たりしなくてはいけないというときに「やらせてもらえないか」というような声が、質問があったのですけれども、聞いたら「ダメだ」と言われたので、それからやっていない。

○事務局

行政もハードルが高いですよ、レンタカーを使うときに。少し話をしていたのですけれども、インターハイに行って、そこで色々回ろうとするときに、簡単には認めてもらえない。高体連はそういうのは大丈夫ですけれども。

○事務局

ただ、認められはします。やむを得ずという場合ですけれども。

○委員

教員だけだと一行政のように同じにしてもらえると、それは喜ぶ方は多いと思いますが。生徒同乗は私も不安ですので、「いけないよ」とは声がかかりました。前回の飯南高校では、スキーで青森とか行って、宿がスキー場とかなり遠いと。そこで「使わせてもらえないだろうか」と。生徒もスキー板を運ばなければいけないという声があったのだけれども、「バスはダメだ」ということで、結局毎日タクシーを頼みました。何日もおりますので、膨大なお金がかかったということがありましたので。

ただ、規則は規則なものでということで禁止しましたし、あとは総体などで、今年は良かったそうですけれども、これも宿から会場までがかなりあって、交通機関がない。都会地のところではないところなどは非常に不便で時間もかかって、「生徒が万全の状態できない感じがする」みたいなところがあったのですけれども、最終的に、宿が割と近いところにとれたので、良かったのですが時々レンタカー利用させてほしいという声が上がってきます。

○会長

学校の公用車がある場合は、公用車は利用できるのですか。

○事務局

はい。

○会長

ですから、マイクロバスを持っているところは利用できると。レンタカーはダメだけれども、公用車がある場合は運転ができるというわけですね。

○委員

本校には先ほど話された、自ら大型自動車を所有して、それに乗せて遠征をしている先生もおられますけれども。公用車もどうなのですかね。全体の3分の1、4分の1。県立高校は三十数校。そんなにはないですよ。

○会長

ここは集約するところではありませんので、みなさんのご意見をいただきたいのですが、レンタカーは、現在はいかなる場合も認められていないということですが、ニーズは高いとは思いますが、なかなか事故のことを考えたら、運転も慣れないというところで、難しいということですね。

この辺りはどこで線引きしているかということは、私は門外漢なので、なかなか分かりにくいところがありますけれども、事故があったときのことを考えると、やはり規制をしなければいけないのかなと思うところはあるのですが、ただ、保護者に依頼することも一つでしょうけれども、保護者ができない場合も考えられますので、一番良いのは公の機関ですよ。公の機関を利用するというところでしょけれども、ここのところは各連盟とか団体によって、また考えが違うのかなとは思いますが。

ほかにこれだけは言っておきたいということはありませんでしょうか。このレンタカー関係。
……………質問・意見なし……………

なかなか答えにくいところですが、ありがとうございました。

それでは、これが最後のところでしたけれども、全体をとおして何か質問や意見等がございますでしょうか。

○委員

まだガイドラインの初めと終わりのところが示されていない。ここで主だった項目は大体示されるということなのですが、年度の初めぐらいにもありましたけれども、教員の負担軽減についてということはどう盛り込んでいくのかということについては、今、示されていないどこかにまた改めて記載があるのか、その辺りをどうお考えでしょうか。

○事務局

休みであるとか、そういったところで、先ほど教育監のほうがい言いましたけれども、それら全部を含めてのガイドラインといいますか、方針になっていますので、改めてそのところを入れるということは、今は考えておりません。

○委員

関連した質問なのですが、島根県の高校については、国のガイドラインとは少し違って、休養日を週1日としたり、休日も3時間から4時間程度となっているのですが、例えば他県を見たときに、そういった例はどの程度あるのでしょうか。

○事務局

程度というと、そこまでは調べておりませんが、何県かはございます。

○委員

上限をはめることが必ずしも良いことかどうかは分かりませんが、上限をはめることによって、何とか活動時間を抑えて負担軽減しようというのは一つの考えだと思うのですが、その点、島根県はどちらかというと、競技の充実とか、現状の活動が維持できるぐらいの範囲のガイドラインになるのだろうと思うのですが、そういった点をどうこれから結び付けていくのかなど。

先週、人事委員会の勧告が出たのですが、この会議ともう1つ、業務改善の会議と2つ挙げて、そこで教職員の負担軽減を図っていけというようなことが書いてあるのですが、これはこの会議で話すことかどうか分かりませんが、教育委員会として、どのように思っておられるのかなどということをお聞きしたいです。

○会長

このガイドラインについては、当初そういったような負担軽減というような話もあったのですが、それを具体的にどのように盛り込んでいくかということなのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

今もお話して、全体の中で休養日を設定するという案とか、それから長期休業中の休みもつくるとか、改めて項目を立てて負担軽減について書き込むということは考えておりません。

○会長

今、前文という話があったのですが、どこかでそういったような視点、観点というのは、どこかでさわりがあるということですね。

○事務局

このあと最後のところでも述べさせていただこうと思ったのですが、前文であるとか終わりにというところは、教育委員会のほうにお任せ願えればというように思っておりまして、そのところでも検討させていただいて、委員の皆様にはお示しする、お知らせするという形にさせていただきたいなというように思っております。

○委員

今日、改めて見ていて、もっと早く言わないといけなかったと思ったのですが、学校単位で参加する大会等の見直しという項目があるのですが、大会そのもの、多分長年やってきて、今の日程なのだと思うのですが、例えば今日の女子バレーボールのこれを見ると、折々大会があると、結局オフシーズンはないよなという感じが。

そうは言っても、減らせるのかというのは難しいところだと思うのですが、改めて年間の活動というのを、それぞれの競技団体なのか、高体連全体なのかは分からないですが、そういう視点も持たないといけないのではないかなと。

学校が参加する大会の見直しもですが、大会そのものの在り方とか、そういったことも県でやることなのか、あとで上につながるとやらないといけないのかというのはあると思うのですが、そういった視点も必要ではないかなということも思いますし、正直、今回つくったガイドラインで、高校は恐らく今と同程度の部活動をしてくださるだろうなと思うと、少なくとも直接、負担軽減にはならないなというのが私の感想です。

○会長

何か意見は。

○委員

この在り方検討会を重ねてきて、勉強させていただきまして、ありがとうございました。4 つほど、今、私が思っていること、質問を含めてお願いします。

出雲市は、働き方改革の中の1つで部活動の在り方、時間を減らすということで、年度当初に文書を出し、この前、10月3日の臨時中学校校長会で、それをどのようにアレンジして伝えるかということで、最終確認をしたところです。

その前もですが、松江市がガイドラインを出されました。出雲市のもは、国のガイドラインを受けたものとほぼ同じものなのですが、松江市は少しアレンジされていました。

小中学校の設置者は市町村教育委員会ですので、県のほうのガイドラインが出る、市町のそういった基本方針が出るといったときに、どこを見てやれば良いかということになっております。最終的には市町がつくったものではないかなと私は思っておりますけれども、少し県のものとし町がつくったものにずれがあるところについては、県としては何かされるのか、されないのかということが少し心配です。

と言いますのは、部活動指導員は、国のガイドラインを概ね守っているところについて、それを配置されるようになっておりますので、守っているところの範囲が、どの辺りまでが範囲なのか、あれをきちんとやらないといけないのか、概ねそれを守っていれば良いのかというのは、例えば昨日、島根の校長会があって、そういった話題が少し出ました。

それから、3つ目ですが、先日、出雲市では新人戦がありました。すでに今の活動時間とかでやっているところがもう出てきていますけれども、あるチームが敗れました。あとで保護者会、元スポーツ少年団の指導者の方が、「そんな練習だからダメだ」みたいな感じで言ってくる。その顧問は深くやった人ではないですが、涙が出て困った状態になって、我々だけで金曜日、別に練習させると言っていて、別のところに行って練習させるような形、学校が少し混乱していると聞いております。そのような実態が早くも起こっているということがあります。

うちの学校の場合は、「何かあったら市教委に言ってください」というように言っているのですが、そういうことが起こってきています。

それから、教育委員会としてこれを出されると思いますけれども、片や選手強化をしていく中で、この教員の働き方改革を進めるというこの矛盾、矛盾という言い方はしないけれども、反することを同時にやっているというところで、なかなか苦しい部分もあるのではないかと思いますので、その辺り、何かお考えがあればお話いただきたいなと思います。

すみません、そういうものでございます。

○会長

まとめてください。

○事務局

県と市町村が違っている場合というように言われましたが、そのところをどのようにということとは具体的には考えておりません。それが1点。

それから、部活動指導員については、市町村に国から補助金が出ますので、ガイドラインを守るというようになっておりますが、これは国に確認しましたところ、県のガイドラインといたしますか、方針が示してあれば、国と違っていても、ガイドラインがあるということで、指導員については、市町村について補助が出ます。それは確認しました。

まだガイドラインが出ていない県については、国のガイドラインを守ることということになっております。

○委員

そこがつながるのですか。

○事務局

はい。まだ島根県はガイドラインができていません。そういう場合には、国のガイドラインを守ることになっていますが、都道府県でもガイドラインができていれば、部活動指導員については、国のものを守るということは外されているということで、確認をしております。

それから3点目。負けた場合についてですが、選手強化の部分ですけれども、この点については国体などに行かれて、苦しい部分ではあるなというようには思っておりますが、そういったことも含めて、今回、これまでの検討会で負担軽減の部分と、それから、やりたいと思うみなさんのご意見がうまく反映されるような形でかなり検討させていただいたと思っておりますので、長らく選手強化、それから負担軽減、これがこのガイドラインに全部盛り込まれているかどうか分かりませんが、そういった視点でこのガイドラインを守っていただきながら強化ができればというようには、私自身は思っておりますけれども。

○委員

ありがとうございます。全国的にどうかなと思うところは、例えば今年の甲子園の野球を見ていて、山口代表の高校が勝ち進みました。その中で、「晩の 11 時まで練習している」ということを平気で言うのです、テレビの中で。それで、「やはり練習は嘘つきませんね」みたいな話を解説の人が言われる。「今、違うだろう」というような雰囲気、そのように僕は思ったのですけれども。

この前、野球ではなくて何だったかな。高校生がどういった形でそうやっているのか分からないのですけれども、そういうのを美化するようなイメージが世間にはたくさんあるなと思って、今、我々がやっていることと、国やスポーツ庁が言っていることと、矛盾しておることを世間はまだ叩いているのではないかなという感じがするので、一般のスポ少の人たちも、そういうイメージだと思います。それを変えていく必要があると思うのですけれども、現場から考えないといけないのかなという思いです。

○会長

ほかの方、この際、何かおっしゃりたいことがありましたら。

今、委員がおっしゃった、スポーツ庁がこうやって、新しく文科省から出て、スポーツを統括していく中で、最終的な流れは学校の部活動と学校の部活動を離れたところの活動、地域活動化させていくというような一つの流れがあって、では、部活動はどこまでやれば良いかということが問題だと思うのです。

学校の教員は勤務時間があって、その中で給料をもらっているのだけれども、それ以外のことも今、非常に多すぎるわけですよ。これは働き方改革も出ているのですけれども、この中で、規定の中でやっていくというのが文科省とかスポーツ庁の一つの流れがあって、それが現状に即していないところがあって、どこか歯止めを利かせなければいけないということで、こういったようなガイドラインが出てきたところで、矛盾はたくさんあると思います。

例えば先ほど、「一方で部活動指導員をつくりながら、では、エントリーできるか」というような問題もたくさんあったり、そこが整備されていないのに、合同チームで出るような大会も整備されていないのに、「合同チームをつくっても良いですよ」というようなこともあったり、非常にまだまだ整備されていないところがたくさんあるのですが、流れはそちらのほうだと思います。そういったところを整備して行って、一つの流れをつくっていかうという、まだまだ始まりだと思います。

今回、このガイドラインをつくったのですが、これが初めてで最後というものではなくて、初めに言いました、時代とともに内容をマイナーチェンジしていかないと追いつかないところがあるのではないかと思います。

ただ、スポーツに関わる者として、やはり子どもの行き過ぎた運動とか指導とか、それから教員の部活動の時間外の扱いとか、こういったことについては、やはり正しい方向性というのに向いていく必要があるのではないかなと思います。

今、ここは教育委員会の会ですので、私学は入っていないということがあって、では、その環境はどうするのかということも非常に難しいところがあるかと思いますが、どこかでこのような会を進めていって、諸外国は部活動がもうないわけですから、日本は部活動があった、諸外国にはないわけで、しかし国際競技力は、外国は強いではないですか。やはりそういったところ。

少し話が長くなりましたが、一番初めに言った、中学校・高校に全国大会があるからですよ。学校対抗を残しているから、それはエスカレートしていくのはもう目に見えていますよね。「どこも土日は休みにして、みんなで試合しましょう」とか、こういったことができるかどうか。そして 11 時までやっているところが美化されてと、やはり練習は嘘つかないとか、やはりそういったところもあって、矛盾はたくさんあると思います。

高等学校もやはり全国制覇を目指してやる中においては、人より練習したほうがうまくなりますし、そこを学業との負担とか、教員の働き方負担の問題もたくさん矛盾点がある中でやってきている。これは一朝一夕にできることではないのですが、大きな流れのうねりの中では、スポーツ庁がガイドラインをつくりながら、より適切な方向へ持っていこうというのが確かなことだと思うのです。

その中で、小学校のほうは、かつては部活動があったのだけれども、部活動をやめて社会体育化しました。これは負担は減ったかもしれませんが、スポ少のやり方が適切かと言えば、前以上に運動を激しくやっちゃって、子どもの実態に即していないとか、あるいは学校の行事を休まざるを得ないとか、月曜日はくたびれてしまって、学校で休んでしまうという現状もあって、そういったところは、学校から離れたことによって難しさも出ていると思います。

そういった意味からすれば、本当に矛盾だらけのところもありますけれども、何かしら少しずつ歩みを進めていって、よりスポーツが子どもたちのためになる、あるいは課外活動・部活動が生徒のためになるような方向を考えていくのが、やはりこういったような会ではないかと思いますので、その矛盾を正していく。スポーツ庁に矛盾点を言ったほうが一番良いと思いますけれども。そういったところをこの中でも意思を固めていっていただけらなと思います。少し個人的な話でした。

ほかに何かございませんでしょうか。

………質問・意見なし………

事務局からも、「今回が最後です」という話がありましたけれども、これまで 8 回の検討会を行って、様々な観点から細かく検討を行っていただきました。

まだ、すべて完成というところまでではありませんけれども、検討会は今回で終了させていただいて、県版ガイドラインについては、本日、様々な視点で話をいただきましたので、反映させていただく形で、今後の対応については事務局にお任せしようと思いますが、いかがでしょうか。

………異議なし………

それでは、長い期間で 8 回の検討会を重ねてまいりましたが、これまでの皆様の真摯なご意見、ご回答等いただきましたことを本当に感謝いたします。

これで私の会長の任を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

教育監挨拶

失礼いたします。先ほど会長からもございましたように、会長ご本人をはじめといたしまして、皆様方に非常に長い期間にわたりまして、積極的かつ多方面からのご指摘、ご意見、本当にありがとうございました。

最後の終盤にきて、本質に触れる色々な発言もございまして、そういったところも飲み込んだ上で、最終的にガイドラインをまとめさせていただこうと考えております。

最後にもございました、教員の働き方改革の観点というのは、国のガイドラインも、基本的には生徒第一という視点でありながら、いくつかある中の最後のところに、教師の長時間勤務の解消等の観点という言葉もございますし、先ほど来、申し上げておりますように、例えば議会においても、部活動というのが先生方の負担の大きな、特に勤務時間を長くするという大きな要因になっているとの指摘があり、それは私どもも十分理解しているところでございますので、どこかに何らかの形で書き込みたいと考えております。

それから最後に、相矛盾する点を一緒にやっているような感じだというようなご意見がありました。偉そうに言いますけれども、教育というのは大体そういうものだなというようにお聞きしながら感じておりました。

実効性のあるものということで、ある程度現実も見据えた形で色々ご検討いただきました。何とかこの上は部活動指導員をどう導入するかということも含めまして、運営が実際にきちんとできるように私どもも努力してまいりたいと考えております。

非常に長い間、ありがとうございました。

○事務局

文化部の関係で、文化庁のほうで文化部のガイドラインの策定が今、進められておりまして、今現在、2回会議を開催しております。ただ、中身はまだ詰まった議論にはなっておりません。

今年度中のところ、12月ぐらいのところでは文化部のガイドラインが国のほうで策定される予定になっております。その中身を見てもみないと、県のガイドラインに反映すべき部分があるのかどうかというところは、現時点では分かりませんが、もし、そういった部分があれば、またご相談をさせていただく場面が出てくるかなというように思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

それでは、以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。